大阪市水道局告示第78号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店舗名		所 在 地	変更年月日
大阪シティ信用金庫	住道支店	変更前変	大阪府大東市赤井1丁目3番12号	令和7年 12月15日
		更後	大阪府大東市扇町16番7号	
	大東支店	変更前	大阪府大東市赤井1丁目3番12号	令和7年
		変更後	大阪府大東市扇町16番7号	12月15日

(水道局総務部経理課)